相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市幸町四八七番地、最後の住所千葉県成田市上町六七三番地
被相続人　亡　田谷　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル七階　レークス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市新御堂六六番地五、最後の住所千葉県君津市新御堂六六番地五
被相続人　亡　髙橋　日童

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
事務所千葉県木更津市東中央二―四―一四木更津東中央ビル四階Ｆ号室　海ほたる総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市澤三一二番地六、最後の住所千葉県船橋市山手一丁目一番三―一四〇三号
被相続人　亡　松葉瀬　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル一〇階
相続財産管理人　弁護士　湊　弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小岩三丁目二九二八番地、最後の住所東京都江戸川区上一色二丁目一七番六号
被相続人　亡　谷口　了二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野コアビル六階畑・芳仲法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芳仲美惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市秋津町五丁目一番地、最後の住所東京都東村山市秋津町五丁目一番地
都営秋津町五丁目アパート二―三〇三
被相続人　亡　星野　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市富士見町一丁目一一四番地、最後の住所東京都立川市富士見町一丁目一一一番一九号
被相続人　亡　井上　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
事務所東京都調布市布田二丁目三五番一号石原ビル二階シャローム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井堀　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市美堀町三丁目四〇八九番地、最後の住所東京都昭島市玉川町三丁目一九番一二号鈴木方
被相続人　亡　佐藤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市戸川六六九番地一一、最後の住所神奈川県秦野市戸川六六九番地の一一
被相続人　亡　鯨井志津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　紀光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区塩浜二丁目七番地四、最後の住所川崎市川崎区塩浜二丁目一一番一二号
被相続人　亡　天野　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　川崎ひかり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂本　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区菅田町四六七番地、最後の住所川崎市川崎区塩浜二丁目一一番一二号
被相続人　亡　天野　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　川崎ひかり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　黒川　祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市佐波町八五二番地、最後の住所神奈川県厚木市愛名九四〇番地の一五
被相続人　亡　小林　昌史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊佳代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県海老名市大谷南三丁目三三五一番地一二、最後の住所神奈川県海老名市大谷南三丁目二五番二八号
被相続人　亡　山田　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日
横浜市中区尾上町二丁目二七番　大洋建設関内ビル五階
相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

第48期決算公告　平成29年12月19日

埼玉県川口市並木1丁目11番14号
株式会社ケンナン
代表取締役　志賀　司

貸借対照表の要旨（平成29年7月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	409
	固定資産	518
	資産合計	**927**
負債及び純資産の部	流動負債	903
	固定負債	0
	負債合計	**903**
	株主資本	24
	資本金	25
	利益剰余金	△1
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	△3
	（うち当期純利益）	(8)
	純資産合計	**24**
	負債・純資産合計	**927**